地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程

平成 22 年４月１日
規　程　第　１４　号

目次

第１章　総則（第１条－第８条）
第２章　給料及び年俸
第１節　給料（第９条－第 16 条）
第２節　年俸（第 17 条－第 26 条）
第３章　手当
第１節　扶養手当（第 27 条－第 30 条）
第２節　住居手当（第 31 条－第 34 条）
第３節　通勤手当（第 35－第 40 条）
第４節　単身赴任手当（第 41 条）
第５節　地域手当（第 42 条）
第６節　役職手当（第 43 条）
第７節　特殊勤務手当（第 44 条－第 48 条）
第７節の２　附加職務手当（第 48 条の２）
第８節　超過勤務手当等（第 49 条－第 51 条）
第９節　宿日直等手当（第 52 条－第 54 条）
第 10 節　役職職員特別勤務手当（第 55 条）
第 11 節　業績手当（第 56 条－第 61 条）
第 12 節　医師手当（第 62 条－第 64 条）
第 13 節　専門看護手当（第 65 条）
第４章　給与の特例等（第 66 条－第 77 条）
第５章　規程の実施（第 78 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人福岡市立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第２条に定める地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（ただし、院長及び福岡市からの派遣職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は、給料又は年俸及び手当とする。
２　給料は、就業規則第 35 条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料月額とする。
３　年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
４　手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当及び専門看護手当とする。

（重複給与の禁止）
第３条　職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（給料及び月例年俸の支給）
第４条　月例年俸は、毎月１回、その月の月例年俸としてその額の 12 分の１の額（以下「月例給」という。）を支給する。
２　新たに職員となった者には、その日から給料又は月例給を支給し、昇給、降給等により給料又は月例給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料又は月例給を支給する。
３　職員が離職したときは、その日まで給料又は月例給を支給する。
４　職員が死亡したときは、その月まで給料又は月例給を支給する。
５　第２項又は第３項の規定により給料又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第 35 条及び第 36 条に規定する勤務を要しない日（以下「勤務を要しない日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与期間）
第５条　給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）
第６条　職員の給料及び月例給は、その月分をその月の 20 日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日）に支給する。ただし、特に必要がある場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ又は繰り下げて支給することができる。
２　扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当及び専門看護手当は、給料及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、給料及び月例給の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その

日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3　特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料及び月例給の支給日に支給する。

4　業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日とする。

5　業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

6　給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7　前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（勤務1時間当たりの給与額）

第7条　勤務1時間当たりの給与額は、給料月額又は月例給額、給料月額又は月例給額に対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の正規の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。ただし、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を算定する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料月額又は月例給額、給料月額又は月例給額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当のうち理事長が定めるものの月額、医師手当の月額及び専門看護手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間の正規の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

（端数の取扱い）

第8条　第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2　前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第49条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第50条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第51条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3　一の給与期間の第49条に規定する超過勤務手当、第50条に規定する休日給及び第51条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4　一の給与期間の欠勤の時間数、部分休業の時間数、介護休暇の時間数及び介

護時間の時間数の合計に１時間未満の端数がある場合は、その端数が 30 分以上のときは１時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

第２章　給料及び年俸

第１節　給料

（給料表）

第９条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　医療職給料表（別表第１）

ア　医療職給料表（1）

イ　医療職給料表（2）

ウ　医療職給料表（3）

(2)　事務職給料表（別表第２）

２　前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第 17 条に規定する基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「給料表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

給　料　表		適　用　範　囲
医療職給料表	医療職給料表（1）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。
	医療職給料表（2）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、心理療法士、医療ソーシャルワーカー及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職給料表（3）	助産師、看護師及び准看護師に適用する。
事務職給料表		他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

３　給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第３に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

４　給料表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第 10 条　新たに給料表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

２　新たに給料表適用職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定され

た職務の級又は給料表の号給が別表第４に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第 11 条又は第 12 条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。学歴免許等の資格については、別表第５に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

３　初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

４　職員が一の職務の級若しくは給料表から他の職務の級若しくは給料表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは給料表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

５　その他新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第 11 条　給料表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の給料月額は、別表第６に定める昇格対応号給表（以下「対応号給表」という。）のその職員の昇格前の号給（昇格した日の前日に受けていた号給をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号給欄の号給とする。

２　昇格の時期は、10 月１日とする。ただし、理事長は、この規定にかかわらず、別の時期に昇格させることができる。

３　昇格させようとする職員の昇格前の号給が対応号給表の昇格前の号給欄の号給より下位の場合は、昇格する級の最低の号給とする。

（降格）

第 12 条　給料表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1)　降格した日の前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき　その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給

(2)　降格前号給が対応号給表の号給欄に定める号給にないとき　降格した職務の最高の号給

2　前項第１号の規定を適用する場合において、降格前号給に対応する対応号給表の昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が２以上あるときは、最も上位の号給とする。

3　職員を降格させた場合で当該降格が２級以上下位の級への降格であるときにおける前２項の規定の適用については、それぞれ１級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4　理事長は、前３項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額を決定することができる。この場合において、当号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

（昇給）

第 13 条　給料表適用職員が現に受けている給料月額（第 11 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた給料月額）を受けるに至ったときから、１月１日から 12 月 31 日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1)　次号に掲げる職員以外の職員

昇　給　区　分		昇給できる号給数	
		管理職層	管理職層以外の職層
勤務成績が極めて良好	ＡＡ	8 号給以上	
勤務成績が特に良好	A	6 号給	
勤務成績が良好	B	3 号給	4 号給
勤務成績がやや良好でない	C	2 号給	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

(2)　55 歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員

昇　給　区　分		昇給できる号給数
		管理職層及び管理職層以外の職層
勤務成績が極めて良好	ＡＡ	4 号給以上
勤務成績が特に良好	A	3 号給
勤務成績が良好	B	2 号給
勤務成績がやや良好でない	C	1 号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

2　前項の昇給の時期は、１月１日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。

３　第１項各号に掲げる表における、管理職層及び管理職層以外の職層に該当する職員の区分は、別表第７に定める給料表別職員層区分表に定めるとおりとする。

４　前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

５　職員の給料月額がその属する職務の級の最高額である場合は昇給しない。また、前項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

６　前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第 14 条　勤務成績が特に良好な給料表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、４号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、その職員の給料月額がその属する職務の級又は給料表における給料の幅の最高額である場合はその限りでない。

(1)　業務上の災害により死亡した場合

(2)　業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

２　前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（再雇用職員の給料月額）

第 15 条　再雇用職員（就業規則第 20 条の規定により採用された職員又は再雇用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、第 10 条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される給料表に定める再雇用職員の給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（再雇用短時間勤務職員の給料月額）

第 16 条　再雇用短時間勤務職員の給料月額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定による給料月額に、その者の１週間についての勤務時間を就業規則第 35 条に定める１週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てた額）とする。

第２節　年俸

（基本年俸表）

第 17 条　基本年俸表は、次に掲げるとおりとする。

(1)　別表第８　ア　基本年俸表（1）

(2)　別表第８　イ　基本年俸表（2）

２　前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）が適用される職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）の範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
基本年俸表（1）	副院長、診療統括部長及び科長の職を占める職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師に限る。）に適用する。
基本年俸表（2）	看護部長の職を占める職員に適用する。

（初任給）

第 18 条　基本年俸表（1）適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第９に定める基本年俸表（1）級別標準職務表に定めるとおりとする。

２　新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号給とする。

（昇格等）

第 19 条　基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、理事長の定める基準により決定した号給とする。

２　昇格の時期は、４月１日とする。ただし、理事長は、この規定にかかわらず、別の時期に昇格させることができる。

３　給料表適用職員が基本年俸表の適用となる職務に異動する場合には、その異動の日をもって基本年俸表を適用する。

（降格）

第 20 条　基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、理事長の定める基準により決定した号給とする。

２　削除

３　理事長は、前２項の規定による職員の給料月額又は基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額又は基本年俸額を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた基本年俸額に達しない額

の号給でなければならない。

（昇給）

第 21 条　基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第 19 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、１月１日から 12 月 31 日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1)　次の各号に掲げる職員以外の職員

昇　給　区　分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	ＡＡ	8 号給以上
勤務成績が特に良好	A	6 号給
勤務成績が良好	B	3 号給
勤務成績がやや良好でない	C	2 号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

(2)　55 歳（基本年俸表(1)の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員

昇　給　区　分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	ＡＡ	4 号給以上
勤務成績が特に良好	A	3 号給
勤務成績が良好	B	2 号給
勤務成績がやや良好でない	C	1 号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

２　第１項の昇給の時期は、１月１日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。

３　前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

４　職員の基本年俸額がその属する職務の級における最高額である場合は、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。また、前項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給

数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

5　前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第 22 条　勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4 号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

(1)　業務上の災害により死亡した場合

(2)　業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

2　前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第 23 条　基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第 18 条から前条までの規定により定めた号給に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第 24 条　基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、前条の規定により定めた号給及び第 18 条第 1 項の規定により定めた職務の級に応じた業績年俸額とする。

2　削除

3　第 27 条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、前 2 項の規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4　第 42 条の規定により地域手当を支給されている職員の業績年俸の額は、前 3 項の規定による業績年俸の額に、当該手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

5　削除

6　業績年俸は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 26 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者（就業規則第 12 条第 1 項第 2 号により休職になった職員をいう。以下同じ）、停職者（就業規則第 56 条第 1 項第 3 号により停職になった職員をいう。以下同じ）、専従休職者（就業規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定により休職になった職員をいう。以下同じ）、自己啓発等休職者（就業規則第 12 条第 1 項第 6 号により休職になった職員をいう。以下同じ）、就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第 2 項に規定する職員以外の職員を除く。）に対して、それぞれ第 6 条第 4 項に定める支給日に支給する。これらの基準日前

１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第５号により解雇され、又は死亡した職員(第 69 条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及びその退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者及び就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第２項に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者を除く。）についても同様とする。

７　業績年俸の支給額は、６月及び 12 月に支給する場合とも、第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

(1)　６箇月　100 分の 100

(2)　５箇月以上６箇月未満　100 分の 80

(3)　３箇月以上５箇月未満　100 分の 60

(4)　３箇月未満　100 分の 30

８　当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

９　第７項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 25 条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第６項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 21 条第７号による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3)　次条第１項により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 26 条　理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮

以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、法人の信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

５　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

６　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第３章　手当

第１節　扶養手当

（扶養手当）

第27条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ

の職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)　満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子及び孫

(3)　満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4)　満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹

(5)　重度心身障がい者

３　前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1)　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2)　年額 1,300,000 円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

第 28 条　扶養手当の月額は、第 27 条第２項第１号に該当する扶養親族については 13,000 円、同項第２号から第５号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については１人につき 6,500 円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については 11,000 円）とする。

２　扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第 29 条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 27 条第２項第２号又は第４号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3)　扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4)　扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

２　前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（支給の始期及び終期）

第30条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第29条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条第１項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　扶養手当は、これを受けている職員に更に第29条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第29条第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第29条第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第29第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第２節　住居手当

（住居手当）

第31条　住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住宅（貸間を含む。第３号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職

員（職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）

(2)　第 41 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第 32 条　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第１号又は第２号に掲げる職員のうち第３号に掲げる職員でもあるものについては、第１号又は第２号に掲げる額及び第３号に掲げる額の合計額）とする。

(1)　前条第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から 16,000 円を控除した額

イ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 17,000 円を超えるときは 17,000 円）を 11,000 円に加算した額

(2)　前条第２号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第 33 条　新たに第 31 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、通勤住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（支給の始期及び終期）

第 34 条　住居手当の支給は、職員が新たに第 31 条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 31 条第１項の規定による届出がこ

れに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第３節　通勤手当

（通勤手当）

第 35 条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他次に掲げるものを使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

ア　自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

イ　自転車

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

(4)　前３号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

ア　住居が離島にある職員

イ　地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「災害補償法」という。）別表に定める程度の障がいのため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第36条　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前条第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)　前条第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円

イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円

ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円

エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円

オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円

カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円

キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円

ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円

ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円

コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円

サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円

シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円

ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円

(3)　前条第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第１号に定める額又は前号に定める額

（届出）

第37条　職員は、新たに第35条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

２　職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

(1)　事業場を異にして異動した場合

(2)　住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（支給の始期及び終期）

第38条　通勤手当の支給は、職員に新たに第35条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

３　新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第35条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第36条の規定による支給額の改定を行うもの

とする。

4　通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

5　第35条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

6　出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に地方独立行政法人福岡市立病院機構旅費規程（平成22年規程第12号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

7　第36条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第39条　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（支給単位期間）

第40条　この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第4節　単身赴任手当

（単身赴任手当）

第41条　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、別に定める単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

第5節　地域手当

（地域手当）

第42条　職員に地域手当を支給する。

2　地域手当の月額は、給料又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額

に、100 分の 10（医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び基本年俸表（1）適用職員にあっては 100 分の 15）を乗じて得た額とする。

3　地域手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第６節　役職手当

（役職手当）

第 43 条　役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2　前項の職員は、別表第 10 に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

3　役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4　役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

5　役職手当の支給は、第４条の規定を準用する。

6　役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第７節　特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第 44 条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)　放射線取扱手当

(2)　夜間診療・看護等手当

(3)　救急医療体制確保等手当

(4)　特殊業務手当

（放射線取扱手当）

第 45 条　放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第３条第１項に規定する管理区域内において同規則第２条第３項に掲げられた業務に従事し、１月当たりの外部被ばく実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが同規則第８条第３項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2　前項の手当の額は、１月につき 7,000 円とする。

3　第１項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる１時間当たり給与等を算定する際に、第７条及び第８条第２項の規定にかかわらず、理事長

が定める算定方法によることができる。ただし、第７条及び第８条第２項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

（夜間診療・看護等手当）

第 46 条　夜間診療・看護等手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

２　前項の手当の額は、その勤務１回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	勤務時間の区分			
	７時間	４時間以上 ７時間未満	２時間以上 ４時間未満	２時間未満
医師又は歯科医師	9,900 円	4,800 円	4,300 円	2,900 円
助産師、看護師又は准看護師	7,600 円	3,700 円	3,200 円	2,200 円

（救急医療体制確保等手当）

第 47 条　救急医療体制確保等手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次の各項のいずれかに該当する場合に支給する。

２　医師又は歯科医師である職員が、第２次救急医療に応需するため、各病院の診療時間外に救急外来患者にかかる１時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数１回につき、12,000 円を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に掲げる額とする。

(1)　診療業務に従事した時間が４時間未満の場合　6,000 円

(2)　診療業務に従事した時間が８時間以上の場合　18,000 円

３　医師のうち理事長が特に認めるものが、第 54 条第２項に規定する救急呼出により、病院の診療時間外、休日及び深夜に手術等の業務（理事長が定めるものに限る。）に従事した場合は、１回につき 20,000 円を上限として理事長が別に定める額を支給する。

４　医師のうち理事長が特に認めるものが、病院の診療時間外、休日及び深夜に手術等の業務（理事長が定めるものに限る。）に従事した場合は、診療報酬で加算される範囲内において理事長が定める額を支給する。

５　医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるもの。）に従事した場合には、１回の分娩につき 10,000 円を上限として理事長が別に定める額を支給する。

６　前項の規定は、前項と同様の業務として理事長の定めるものに従事する助産師について準用する。

（特殊業務手当）

第48条　特殊業務手当は、別表第11に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

２　前項の手当の額は、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じ、同表に掲げる額とする。

３　特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

４　特殊業務手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第７節の２　附加職務手当

（附加職務手当）

第48条の２　附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務以外の職務を命ぜられたもののうち、福岡市その他の地方公共団体、国、又は法人の業務と密接な関連を有する団体等の要請等による診療援助の業務等、理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第８節　超過勤務手当等

（超過勤務手当）

第49条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員（理事長の定める職にある者を除く。本条、第67条及び第71条においても同様とする。）には、第５項を除き適用しない。

２　超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125　ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135　ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

３　前項の規定にかかわらず、就業規則第36条の規定により、あらかじめ同規則第35条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（１週間において38時間 45 分を超えて勤務した時間に限る。）に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

４　前２項の規定にかかわらず、第５条に定める給与期間において、正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務す

ることを命じられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（1週間において38時間45分を超えて勤務した時間に限る。）を合計した時間が60時間を超えた場合は、その60時間を超えた全時間について第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に,正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えた勤務に係る時間にあっては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を支給する。

5　役職手当の支給を受ける職員には、正規の勤務時間を超えて深夜に勤務した場合、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に 100分の25を乗じて得た額を支給する。

（休日給）

第50条　休日（就業規則第38条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員（理事長の定める職にある者を除く。）には、適用しない。

（夜勤手当）

第51条　正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第9節　宿日直等手当

第52条　宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

(1)　宿日直手当

(2)　救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第53条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

(1)　医師の宿日直勤務　20,000円

(2)　医師以外の宿日直勤務　5,900円

2　前項の勤務は、第49条から第51条までの勤務には含まれないものとする。

第 53 条の２　削除

（救急呼出待機手当）

第 54 条　救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（基本年俸表（1）又は医療職給料表の適用を受けるものに限る。）には、その待機１回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

(1)　基本年俸表（1）又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員　5,000 円

(2)　医療職給料表の適用を受ける職員（第１号に掲げる者を除く。）　2,000 円

２　前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（休日を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

３　時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第１項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第 10 節　役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第 55 条　役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)　役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合（次号による勤務を除く。）

(2)　役職手当の支給を受ける職員（基本年俸表又は医療職給料表の適用を受けるものに限る。）が、前条第１項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合

ア　宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

イ　前条による救急呼出により勤務した場合

ウ　ア又はイに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

２　前項の手当の額は、別表第 12 に定める区分に応じ、勤務１回につき、同表各号に定める額とする。

３　法人の役員を兼ねる職員については、地方独立行政法人福岡市立病院機構役員報酬等規程（平成 22 年規程第 11 号）第６条に規定する額を役職職員特別勤務手当として支給する。

第11節　業績手当

（業績手当）

第56条　業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

２　業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第１号及び第２号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

(1)　基礎的支給部分

(2)　業績反映部分

(3)　年度末賞与

（基礎的支給部分）

第57条　基礎的支給部分は、６月１日及び12月１日（以下この条から第60条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者、就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第２項に規定する職員以外の職員を除く。）に対して、第６条第４項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第５号により解雇され、又は死亡した職員（第69条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及びその退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者及び就業規則第50条により育児休業をしている職員のうち第70条第２項に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者を除く。）についても同様とする。

２　基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６箇月　100分の100

(2)　５箇月以上６箇月未満　100分の80

(3)　３箇月以上５箇月未満　100分の60

(4)　３箇月未満　100分の30

３　再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

４　第２項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

５　事務職給料表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同

表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条第６号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3)　次条第１項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第59条　理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、法人の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、

当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して１年を経過した場合

4　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第 60 条　業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職者（第 69 条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者、就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第２項に規定する職員以外の職員を除く。）に対して、それぞれ第６条第４項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第５号により解雇され、又は死亡した職員（第 69 条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及びその退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職者（第 69 条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者及び就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第２項に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者を除く。）についても同様とする。

2　業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事

業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第３号に掲げる者を除く。）　当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 120 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第４号に掲げる者を除く。）　当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額

(3) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員　当該職員の業績反映部分算定基礎額に 100 分の 57.5 を乗じて得た額の総額

(4) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員　当該職員の業績反映部分算定基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

３　前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第２項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

５　第 57 条第５項の規定は、第２項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第 60 条第３項」と読み替えるものとする。

６　前２条の規定は、第１項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第 58 条中「前条第１項」とあるのは「第 60 条第１項」と読み替えるものとする。

（年度末賞与）

第 61 条　年度末賞与は、当該年度の法人の純利益が特に良好で理事長が必要と認める場合に、３月１日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（休職者（第 69 条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休職者、就業規則第 50 条により育児休業をしている職員のうち第 70 条第２項に規定する職員以外の職員を除く。）に対し、当該年度の４月１日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、理事長が別に定める基準に基づき、第６条第５項に定める支給日に支給する。この基準日前２箇月以内に当該病院から昇任、降任又は配置転換し、当該病院以外の事業場に引き続き基準日まで在職する職員及び当該病院に基準日に併任されている医師又は歯科医師である職員（当該病院における勤務時間が１週間あたり 27 時間

30 分以上の者（前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。

2　年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3　次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 21 条第７号による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

ア　禁錮以上の刑に処せられたもの

イ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ウ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第 12 節　医師手当

（医師手当）

第 62 条　医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2　医師手当は、定額部分と加算部分との合計金額とする。

3　医師手当の支給は、第４条の規定を準用する。

（定額部分）

第 63 条　定額部分は、医療職給料表(1)又は基本年俸表(1)の適用を受ける職を占める職員に支給する。

2　定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を１年度とし、その後年度を迎えるごとに１を加算した年度数に応じ、別表第 13 に定めるとおりとする。

3　前項に規定するもののほか、理事長が特に必要と認める職員は、前項の規定

による定額部分の額に、前項の規定による定額部分の額の２分の１の範囲内において理事長が定める額を加算することができる。

（加算部分）

第 64 条　医師手当は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

(1)　医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第１条第２号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの

(2)　医師法（昭和 23 年７月 30 日法律第 201 号）第 16 条の２第１項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医

(3)　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条に規定する産業医

２　加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に 5,000 円を乗じた額とする。ただし、その額が 10,000 円を超えるときは、10,000 円とする。

第 13 節　専門看護手当

（専門看護手当）

第 65 条　専門看護手当は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

(1)　専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている助産師又は看護師で、専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと理事長が認める者

(2)　役職手当の支給を受ける職員のうち認定看護管理者として認定されている助産師又は看護師で、その資格が業務に直接役立つと理事長が認める者

２　前項の手当の額は、専門看護師については 5,000 円、認定看護師及び認定看護管理者については 3,000 円とする。

３　専門看護手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第４章　給与の特例等

（再雇用職員の給与）

第 66 条　第 27 条から第 34 条まで、第 41 条、第 62 条から第 64 条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

（再雇用短時間勤務職員の給与）

第 67 条　業績手当（年度末賞与）の規定は、１週間当たりの正規の勤務時間が 27 時間 30 分に満たない再雇用短時間勤務職員には適用しない。

２　再雇用短時間勤務職員のうち、平均１箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員については、第 35 条第１項第２号の額は、同号の規定にかかわらず、

同号に定める額の２分の１の額とする。

３　再雇用短時間勤務職員の役職手当の額は、第 43 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。

４　再雇用短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第 48 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。

５　再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に 100 分の 125 を乗じて得た額）とする。

６　役職手当の支給を受ける再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第５項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

（特定短時間勤務職員の給与）

第 67 条の２　職員就業規則第 50 条の２の規定により短時間勤務を命じられた職員（以下「特定短時間勤務職員」という。）の給与は、第 71 条第１項から第８項までの規定を準用する。

２　基本年俸表の適用となる特定短時間勤務職員の業績年俸の額は、第 24 条第１項及び第２項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。

（給与の減額）

第 68 条　職員が勤務しないときは、休日である場合及び休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（業績手当等の調整）

第 68 条の２　第 24 条に定める業績年俸及び第 56 条に定める業績手当（ただし、同条第２項第３号に定める年度末賞与を除く。以下「業績手当等」という。）の額は、職員の勤務成績を考慮し、100 分の 80 から 100 分の 120 まで（理事長が特に必要と認める職員については、100 分の０から 100 分の 200 まで）の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額に調整することができる。

２　第１項に基づく業績手当等の額の調整に関し、必要な事項は理事長が定める。

（休職者の給与）

第69条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（災害補償法第１条の２に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

２　削除

３　職員が第１項以外の心身の故障により就業規則第12条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。

４　職員が就業規則第12条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料又は月例年俸、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

５　職員が就業規則第 12 条第１項第３号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の70以内を支給する。

６　就業規則第12条第１項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

７　第３項又は第５項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第57条第１項又は第24条第６項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第５号により解雇され、又は死亡したときは、第６条第５項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。

　ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第58条及び第59条又は第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第58条中「前条第１項」及び第25条中「前条第８項」とあるのは、「第69条第７項」と読み替えるものとする。

９　第３項又は第５項の規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の２分の１の期間を除算した期間とする。

　ただし、就業規則第12条第１項第１号及び第３号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、法人以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

10　第３項から第５項までの規定による給料又は月例年俸、地域手当の月額に１円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（育児休業者の給与）

第 70 条　就業規則第 50 条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

２　第 57 条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

３　前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)　就業規則第 50 条の規定により育児休業をしていた期間の２分の１の期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である職員を除く。）

(2)　停職者及び専従休職者として在職した期間

(3)　休職にされていた期間

４　育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 100 分の 100 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第 73 条の規定により給料月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第 71 条　就業規則第 50 条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第 10 条から第 14 条までの規定にかかわらず、第 10 条から第 14 条までの規定による給料月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第４条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

３　育児短時間勤務職員のうち、平均１箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員については、第 35 条第１項第２号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の２分の１の額とする。

４　育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第 43 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

５　育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第 48 条第２項の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

６　育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第２項の規定にかかわらず、勤務１時間に

つき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に 100 分の 125 を乗じて得た額）とする。

７　役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 49 条第５項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。

８　育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第 63 条第２項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

９　育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第１項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第 10 条から第 14 条までの規定による給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

10　育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第１項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第 10 条から第 14 条までの規定による給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

11　育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（部分休業の期間における給与の取扱い）

第 72 条　就業規則第 50 条の規定により部分休業を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　取得した部分休業は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

第 73 条　就業規則第 12 条第１項により休職にされた職員が復職し、若しくは同規則第 47 条、第 48 条若しくは第 50 条により休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合、又は休業をした職員が復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休暇又は休業の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、再び勤務するに至った日、若しくは職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
就業規則第 12 条第１項１号の規定による休職（業務又は通勤による傷病によるものに限る。）の期間及び介護休暇の期間	３分の３以下
公共的施設における調査・研究等による休職の期間	
就業規則第 12 条第１項４号の規定による出向休職の期間	
専従許可の有効期間	３分の２以下
就業規則第 12 条第１項１号の規定による休職（業務又は通勤による傷病によるものを除く。）又は病気休暇（業務又は通勤による傷病によるものを除く。）	３分の１以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	３分の３以下
育児休業をした期間	３分の３以下
自己啓発等休職の期間	３分の３以下

２　前項の規定により号給を調整する場合、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、この規定にかかわらず、理事長は調整することができる。

（特別の場合の号給の調整）

第 73 条の２　前条に定めるもののほか、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て職員の号給を調整することができる。

（介護休暇期間における給与の取扱い）

第 74 条　職員が就業規則第 48 条に規定する介護休暇の承認を受けて介護休暇を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間について第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

２　承認された介護休暇期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

第 74 条の２　就業規則第 48 条の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）
第 75 条　職員が就業規則第 12 条第１項第５号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
２　許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（自己啓発等休職における給与の取扱い）
第 76 条　職員が就業規則第 12 条第１項第６号の規定に基づき、自己啓発等休職をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。
２　自己啓発等休職をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（給料等の半減）
第 77 条　削除

第５章　規程の実施
（規程の実施）
第 78 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

（承継職員の経過措置）
２　法人設立の日（以下「切替日」という。）の前日に福岡市職員給与条例（以下「給与条例」という。）を適用されていた職員が地方独立行政法人福岡市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成 22 年福岡市条例第 60 号）に基づき、法人の職員となった場合の切替日における職務の級及び号給は、切替日前日の職務の級及び号給を考慮して決定する。

３　切替日以後の給料月額が、切替日前日の給料月額に満たない場合は、切替日前日の給料月額を切替日における給料月額として平成 27 年３月 31 日までの間支給する。

４　平成 22 年６月１日を基準日とする業績手当及び業績年俸の支給額の決定並びに平成 23 年１月１日における昇給の号給数の決定については、切替日前の福岡

市における在職期間を加えて行うものとする。

5　扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当の経過措置については、理事長が別に定める。

附　則（平成 22 年７月 29 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 22 年７月 29 日から施行する。

（適用日）

2　改正後の第 57 条第２項及び第３項の規定、並びに第 60 条第２項第１号、第２号、第３号及び第４号の規定は、理事長が定める者を除き平成 22 年６月１日から、改正後の別表第１、別表第３、別表第６、別表第７及び別表第 10 の規定は、平成 22 年 10 月１日から適用する。

附　則（平成 22 年 10 月 27 日改正）

この規程は、平成 22 年 11 月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 22 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

（適用日）

2　改正後の別表第１及び別表第２については、平成 23 年１月１日から適用する。

附　則（平成 23 年３月 23 日改正）

この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月20日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成23年４月20日から施行する。

（適用日）

2　改正後の第48条の２の規定は、平成23年３月23日から、改正後の第49条第４項の規定は、平成23年４月１日から適用する。

附　則（平成 23 年６月 22 日改正）

この規程は、平成 23 年７月１日から施行する。

附　則（平成 23 年９月 28 日改正）

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 11 月 30 日改正）

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 3 月 28 日改正）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 26 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（施行日以後の救急呼出待機手当）

2　改正後の第 54 条第 1 項各号の額は、当該各号の規定にかかわらず、各号に定める額の 2 分の 1 の額とする。

附　則（平成 25 年 3 月 27 日改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 5 月 29 日改正）

この規程は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附　則（平成 26 年 3 月 26 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 8 月 27 日改正）

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附　則（平成27年３月25日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

（平成28年１月１日の昇給）

2　平成28年１月１日の昇給における号給数は、改正後の第13条第１項及び第21条第１項に定める昇給できる号給数に相当する数から１を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、昇給区分をＤ（55歳（医療職給料表（１）又は医師年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、Ｃ又はＤ）に決定された職員は、昇給しない。

（平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間における住居手当の特例）

３　改正後の第31条及び第32条の規定にかかわらず、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間においては、当該職員の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して５年経過していないものに居住している職員で世帯主であるものについては、月額2,000円を支給する。

附　則（平成 27 年５月 27 日改正）

この規程は、平成 27 年６月１日から施行する。

附　則（平成 27 年 11 月 25 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成 27 年 12 月１日から施行する。

（平成 27 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

２　平成 27 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第７項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

ア　次の(ｱ)の額から(ｲ)の額を差し引いた額

(ｱ) 改正後の職員給与規程別表第８医師年俸表における業績年俸額

(ｲ) 改正前の職員給与規程別表第８医師年俸表における業績年俸額

イ　前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(2) 改正後の職員給与規程第 24 条第７項の適用においては、この規程による職員給与規程別表第８医師年俸表の改正を平成 27 年 12 月１日に第 19 条に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（平成 27 年 12 月に支給する業績手当の特例）

３　平成 27 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第２項第１号中「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」と、同項第２号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第３号中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」と、同項第４号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」と読み替えて適用するものとする。

(2) 平成 27 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額は、改正後の職員給与規程第 60 条第４項の規定を適用した場合に、改正前の職員給与規程による平成 27 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額を超えないこととなるときは、改正前の職員給与規程による平成 27 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額とする。

附　則（平成 28 年３月 23 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2　平成 28 年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料月額及び基本年俸の切替に伴う経過措置）

3　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料月額として支給する。

(2) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、これらの規定による給料月額又は月例年俸額（以下「基本給等」という。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前号の規定に準じて、基本給等として支給する。

(3) 切替日以降に新たに給料表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前２号の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前２号の規定に準じて、基本給等を支給する。

附　則（平成 28 年５月 25 日改正）

この規程は、平成 28 年６月１日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年 12 月１日から施行する。

（平成 28 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

2　平成 28 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第 7 項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする

ア　次の(ｱ)の額から(ｲ)の額を差し引いた額

(ｱ) 改正後の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

(ｲ) 改正前の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

イ　前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(2) 改正後の職員給与規程第 24 条第７項の適用においては、この規程による職員給与規程別表第８基本年俸表の改正を平成 28 年 12 月１日に第 19 条に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（平成 28 年 12 月に支給する業績手当の特例）

3　平成 28 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第２項第１号中「100 分の 97.5」とあるのは、「100 分の 100」と、同項第２号中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 80」と、同項第３号中「100 分の 46.25」とあるのは「100 分の 47.5」と、同項第４号中「100 分の 36.25」とあるのは「100 分の 37.5」と読み替えて適用するものとする。

(2) 平成 28 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額は、改正後の職員給与規程第 60 条第４項の規定を適用した場合に、改正前の職員給与規程による平成 28 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額を超えないこととなるときは、改正前の職員給与規程による平成 28 年 12 月の業績手当の業績反映部分の支給額とする。

附　則（平成 29 年３月 22 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

（復職時調整に関する経過措置）

2　平成 29 年４月１日に現に介護休暇をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程第 73 条の取扱いについては、介護休暇をした期間のうち平成 29 年３月 31 日以前の期間についてはなお従前のとおりとする。

附　則（平成 29 年４月 26 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 29 年５月１日から施行する。

2　附則（平成 24 年 12 月 26 日改正）については、第２項中「各号」を「第１号」に改める。

附　則（平成 29 年 11 月 22 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 29 年 12 月１日から施行する。

（平成 29 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

2　平成 29 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第７項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア　改正後の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

イ　改正前の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（平成 29 年 12 月に支給する業績手当の特例）

3　平成 29 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第２項第１号中「100 分の 100」とあるのは、「100 分の 102.5」と、同項第２号中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第３号中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 48.75」と、同項第４号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 38.75」と読み替えて適用するものとする。

附　則（平成 30 年３月 28 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

（切替日前の事務職給料表の号給の調整）

2　平成 30 年４月１日（以下「切替日」という。）の前日にこの規程による改正

前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程別表第２　事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号給は、切替日前日の職務の級及び号給を考慮して決定する。

附　則（平成 30 年 11 月 28 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 30 年 12 月１日から施行する。

（平成 30 年 12 月に支給する業績年俸の特例）

2　平成 30 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第７項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア　改正後の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

イ　改正前の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（平成 30 年 12 月に支給する業績手当の特例）

3　平成 30 年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第２項第１号中「100 分の 105」とあるのは、「100 分の 110」と、同項第２号中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」と、同項第３号中「100 分の 50」とあるのは「100 分の 52.5」と、同項第４号中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 42.5」と読み替えて適用するものとする。

附　則（平成 31 年３月 27 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和元年 11 月 27 日改正）

（施行期日）

1　この規程は、令和元年 12 月１日から施行する。

（令和元年 12 月に支給する業績年俸の特例）

2　令和元年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第７項

の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（令和元年 12 月に支給する業績手当の特例）

３　令和元年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第２項第１号中「100 分の 110」とあるのは、「100 分の 115」と、同項第２号中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」と、同項第３号中「100 分の 52.5」とあるのは「100 分の 55」と、同項第４号中「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 45」と読み替えて適用するものとする。

附　則（令和２年３月 25 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月 27 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和２年６月１日から施行し、改正後の規定は令和２年１月 27 日から適用する。

附　則（令和３年３月 24 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年 11 月 24 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和３年 12 月１日から施行する。

（令和３年 12 月に支給する業績年俸の特例）

２　令和３年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職

員給与規程第24条の規定による。

（令和３年12月に支給する業績手当の特例）

３　令和３年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第57条第２項中「100分の125」とあるのは、「100分の137.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の117.5」と、第３項中「100分の70」とあるのは、「100分の80」と、「100分の60」とあるのは「100分の70」と読み替えて適用するものとする。

附　則（令和４年11月24日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和４年12月１日から施行する。

（令和４年12月に支給する業績年俸の特例）

２　令和４年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第24条第７項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第24条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第24条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（令和４年12月に支給する業績手当の特例）

３　令和４年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第57条第２項中「100分の120」とあるのは、「100分の115」と、「100分の100」とあるのは「100分の95」と、第３項中「100分の67.5」とあるのは、「100分の65」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」と読み替えて適用するものとする。

４　令和４年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第60条第２項第１号中「100分の117.5」とあるのは、「100分の125」と、同項第２号中「100分の97.5」とあるのは「100分の105」と、同項第３号中「100分の56.25」とあるのは「100分の60」と、同項第４号中「100分の46.25」とあるのは「100分の50」と読み替えて適用するものとする。

附　則（令和５年３月 22 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年 11 月 22 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年 12 月１日から施行する。

（令和５年 12 月に支給する業績年俸の特例）

２　令和５年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 24 条第７項の規定にかかわらず、この規程による改正前の地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 24 条第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 24 条第７項に規定する「第１項から第５項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

(1) 次のアの額からイの額を差し引いた額

ア 改正後の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

イ 改正前の職員給与規程別表第８基本年俸表における業績年俸額

(2) 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（令和５年 12 月に支給する業績手当の特例）

３　令和５年 12 月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、改正後の職員給与規程第 57 条第２項中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、第３項中「100 分の 68.75」とあるのは、「100 分の 70」と、「100 分の 58.75」とあるのは「100 分の 60」と読み替えて適用するものとする。

４　令和５年 12 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第 60 条第２項第１号中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 122.5」と、同項第２号中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 102.5」と、同項第３号中「100 分の 57.5」とあるのは「100 分の 58.75」と、同項第４号中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 48.75」と読み替えて適用するものとする。

別表第１　医療職給料表
ア　医療職給料表（１）

号給	給料月額
	円
1	247,900
2	252,400
3	257,100
4	261,800
5	266,200
6	270,800
7	275,300
8	279,900
9	284,600
10	289,200
11	293,700
12	298,300
13	302,700
14	307,200
15	311,600
16	316,100
17	320,600
18	325,000
19	329,300
20	333,800
21	337,800
22	342,200
23	346,300
24	350,500
25	355,000
26	358,900
27	362,500
28	366,200
29	369,800
30	373,400
31	377,200
32	381,200
33	385,100
34	389,100
35	392,700
36	396,900
37	401,100
38	404,200
39	407,200
40	410,300
41	413,300
42	416,100
43	418,900
44	421,400
45	423,900
46	426,400
47	429,000
48	431,600
49	434,200
50	436,700
51	438,900
52	441,300
53	443,400
54	445,800
55	447,700
56	449,900

号給	給料月額
	円
57	452,000
58	454,200
59	456,300
60	458,600
61	460,400
62	462,700
63	464,700
64	466,800
65	469,000
66	471,300
67	473,400
68	475,500
69	477,500
70	479,600
71	481,700
72	483,900
73	485,900
74	487,400
75	488,900
76	490,400
77	491,900
78	493,200
79	494,400
80	495,700
81	496,700
82	497,800
83	498,800
84	499,900
85	500,800
86	501,700
87	502,500
88	503,400
89	503,900
90	504,900
91	505,700
92	506,600
93	507,300
94	508,200
95	509,000
96	509,900
97	510,600
98	511,500
99	512,300
100	513,100
101	513,900
102	514,700
103	515,400
104	516,100
105	516,900
106	517,600
107	517,800
108	518,300
109	518,900
110	519,400
111	519,900
112	520,200

号給	給料月額
	円
113	520,700
114	521,100
115	521,500
116	522,000
117	522,400
118	522,800
119	523,200
120	523,700
121	524,100
122	524,500
123	525,000
124	525,400
125	525,800
126	526,200
127	526,700
128	527,100
129	527,500
130	527,900
131	528,400
132	528,800
133	529,200
134	529,400
135	529,600
136	529,800
137	530,000
138	530,200
139	530,400
140	530,600
141	530,800
142	531,000
143	531,200
144	531,400
145	531,600
146	531,800
147	532,000
148	532,200
149	532,400
150	532,600
151	532,800
152	533,000
153	533,200
154	533,400
155	533,600
156	533,800
157	534,000
158	534,200
159	534,400
160	534,600

イ　医療職給料表（２）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	162, 200	189, 600	237, 900	260, 600	285, 500
2	163, 600	191, 700	239, 700	261, 600	287, 300
3	165, 100	193, 800	241, 500	262, 500	289, 000
4	166, 500	195, 800	243, 300	263, 600	290, 900
5	168, 000	197, 900	244, 700	264, 300	292, 700
6	169, 500	200, 200	246, 000	265, 300	294, 500
7	171, 000	202, 500	247, 200	266, 100	296, 300
8	172, 500	204, 800	248, 500	267, 100	298, 100
9	173, 800	207, 200	249, 500	268, 200	300, 000
10	175, 500	208, 600	250, 500	268, 900	301, 900
11	177, 100	210, 000	251, 400	270, 000	303, 600
12	178, 600	211, 300	252, 300	271, 200	305, 500
13	180, 100	212, 700	253, 600	272, 500	307, 100
14	182, 100	214, 100	254, 700	273, 800	308, 700
15	184, 100	215, 600	255, 500	275, 000	310, 500
16	186, 100	216, 800	256, 500	276, 400	312, 300
17	188, 200	218, 200	257, 200	277, 700	314, 000
18	190, 300	219, 700	258, 100	279, 100	315, 600
19	192, 400	221, 200	259, 100	280, 200	317, 300
20	194, 500	222, 700	260, 000	281, 600	319, 000
21	196, 600	224, 100	260, 900	283, 200	320, 400
22	198, 800	225, 800	261, 800	284, 800	321, 900
23	201, 000	227, 500	262, 700	286, 200	323, 400
24	203, 200	229, 200	263, 700	287, 600	324, 900
25	205, 200	230, 500	264, 900	288, 900	326, 400
26	206, 500	232, 200	266, 100	290, 700	327, 800
27	207, 800	233, 900	267, 300	292, 400	329, 300
28	209, 100	235, 600	268, 500	294, 100	330, 900
29	210, 300	237, 200	269, 700	295, 500	332, 100
30	211, 400	238, 600	271, 200	297, 100	333, 600
31	212, 700	239, 900	272, 800	298, 700	335, 000
32	213, 900	241, 000	274, 200	300, 400	336, 500
33	215, 200	242, 200	275, 800	301, 800	338, 100
34	216, 500	243, 300	277, 200	303, 300	339, 600
35	217, 800	244, 200	278, 500	304, 900	341, 200
36	219, 100	245, 300	279, 800	306, 500	342, 700
37	220, 500	246, 400	281, 400	307, 900	344, 400
38	221, 900	247, 500	282, 800	309, 300	346, 000
39	223, 200	248, 400	284, 200	310, 700	347, 500
40	224, 600	249, 500	285, 600	312, 300	349, 100
41	225, 500	250, 100	287, 000	313, 800	350, 300
42	226, 900	251, 000	288, 500	315, 200	351, 800
43	228, 300	251, 900	290, 000	316, 600	353, 300
44	229, 700	252, 700	291, 600	318, 100	354, 700
45	230, 900	253, 500	292, 900	319, 000	356, 300
46	232, 300	254, 500	294, 300	320, 400	357, 300
47	233, 600	255, 400	295, 800	321, 800	358, 800
48	234, 900	256, 400	297, 300	323, 300	360, 100
49	235, 900	257, 400	298, 500	324, 400	361, 500
50	237, 000	258, 500	299, 800	325, 800	362, 900
51	238, 000	259, 700	301, 000	327, 100	364, 200
52	239, 100	260, 900	302, 400	328, 400	365, 600
53	240, 200	262, 000	303, 800	329, 800	367, 100
54	241, 300	263, 500	305, 100	331, 200	368, 300
55	242, 300	264, 900	306, 500	332, 600	369, 400
56	243, 300	266, 300	307, 900	333, 900	370, 600

イ　医療職給料表（２）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
57	244, 100	267, 800	308, 800	334, 800	371, 700
58	245, 100	269, 400	310, 000	336, 100	372, 600
59	245, 800	270, 900	311, 200	337, 300	373, 600
60	246, 700	272, 400	312, 600	338, 600	374, 600
61	247, 600	273, 800	313, 700	339, 700	375, 200
62	248, 600	275, 200	315, 000	340, 600	376, 000
63	249, 400	276, 700	316, 300	341, 800	376, 800
64	250, 400	278, 000	317, 500	343, 100	377, 600
65	251, 300	279, 400	318, 800	344, 200	378, 300
66	252, 200	280, 900	320, 100	345, 400	379, 000
67	253, 300	282, 400	321, 400	346, 600	379, 800
68	254, 200	283, 900	322, 700	347, 700	380, 500
69	255, 000	285, 000	323, 400	348, 700	381, 100
70	256, 100	286, 500	324, 500	349, 700	381, 700
71	257, 200	288, 000	325, 600	350, 800	382, 400
72	258, 300	289, 400	326, 500	351, 900	383, 000
73	259, 700	290, 500	327, 800	352, 700	383, 700
74	261, 000	291, 900	328, 500	353, 800	384, 200
75	262, 300	293, 100	329, 600	354, 900	384, 800
76	263, 500	294, 400	330, 800	356, 000	385, 300
77	264, 500	295, 800	331, 900	356, 700	385, 700
78	265, 500	297, 100	333, 100	357, 500	386, 300
79	266, 800	298, 300	334, 200	358, 300	386, 800
80	268, 000	299, 600	335, 400	359, 000	387, 100
81	268, 900	300, 200	336, 500	359, 600	387, 400
82	269, 900	301, 400	337, 600	360, 100	387, 900
83	271, 000	302, 500	338, 600	360, 700	388, 300
84	272, 100	303, 700	339, 700	361, 200	388, 600
85	272, 900	304, 800	340, 600	361, 800	388, 900
86	273, 800	306, 000	341, 600	362, 300	389, 400
87	274, 900	307, 200	342, 500	362, 900	389, 900
88	275, 900	308, 300	343, 500	363, 400	390, 300
89	276, 200	309, 600	344, 500	363, 800	390, 600
90	276, 600	310, 800	345, 300	364, 200	391, 000
91	276, 800	312, 000	346, 100	364, 800	391, 500
92	277, 200	313, 200	346, 900	365, 300	391, 900
93	277, 600	314, 000	347, 500	365, 600	392, 300
94	278, 000	314, 700	348, 100	366, 100	392, 500
95	278, 400	315, 400	348, 800	366, 500	392, 700
96	278, 800	316, 000	349, 400	366, 800	392, 900
97	279, 000	316, 700	349, 800	367, 400	393, 100
98	279, 300	317, 000	350, 200	367, 900	393, 300
99	279, 600	317, 600	350, 700	368, 400	393, 500
100	279, 900	318, 300	351, 100	368, 900	393, 700
101	280, 200	318, 700	351, 600	369, 500	393, 900
102	280, 600	319, 300	352, 000	370, 000	394, 100
103	280, 900	319, 900	352, 500	370, 500	394, 300
104	281, 200	320, 500	352, 900	370, 900	394, 500
105	281, 500	320, 900	353, 200	371, 500	394, 700
106	281, 800	321, 400	353, 700	372, 000	394, 900
107	282, 100	321, 900	354, 100	372, 500	395, 100
108	282, 400	322, 400	354, 400	373, 000	395, 300
109	282, 700	322, 800	354, 900	373, 600	
110	283, 000	323, 200	355, 400	374, 000	
111	283, 300	323, 500	355, 900	374, 500	
112	283, 600	323, 800	356, 400	375, 000	

イ　医療職給料表（２）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
113	283, 800	324, 200	356, 900	375, 600	
114	284, 000	324, 600	357, 400	375, 900	
115	284, 200	325, 000	357, 900	376, 200	
116	284, 500	325, 300	358, 300	376, 500	
117	284, 700	325, 500	358, 700	376, 800	
118	285, 000	325, 800	359, 100	377, 100	
119	285, 200	326, 200	359, 600	377, 400	
120	285, 500	326, 400	360, 100	377, 700	
121	285, 700	326, 600	360, 500	378, 000	
122	285, 900	326, 900	361, 000	378, 300	
123	286, 100	327, 200	361, 500	378, 600	
124	286, 300	327, 500	362, 000	378, 900	
125	286, 500	327, 700	362, 300	379, 200	
126	286, 600	328, 000	362, 450	379, 500	
127	286, 800	328, 400	362, 600	379, 800	
128	287, 000	328, 600	362, 750	380, 100	
129	287, 200	328, 700	362, 900	380, 400	
130	287, 300	329, 000	363, 050	380, 700	
131	287, 500	329, 400	363, 200		
132	287, 700	329, 600	363, 350		
133	287, 800	329, 900	363, 500		
134	287, 900	330, 300	363, 650		
135	288, 100	330, 700	363, 800		
136	288, 200	331, 100	363, 950		
137	288, 300	331, 400	364, 100		
138	288, 400	331, 800	364, 250		
139	288, 500	332, 200	364, 400		
140	288, 600	332, 600	364, 550		
141	288, 700	332, 900			
142	288, 800	333, 300			
143	288, 900	333, 500			
144	289, 000	333, 600			
145	289, 100	333, 700			
146	289, 200	333, 800			
147	289, 300	333, 900			
148	289, 400	334, 000			
149	289, 500	334, 100			
150	289, 600	334, 200			
151	289, 700	334, 300			
152	289, 800	334, 400			
153	289, 900	334, 500			
154	290, 000	334, 550			
155	290, 100	334, 600			
156	290, 200	334, 650			
157	290, 300	334, 700			
158	290, 400	334, 750			
159	290, 500	334, 800			
160	290, 600	334, 850			
161	290, 700	334, 900			
162	290, 800	334, 950			
163	290, 900	335, 000			
164	291, 000	335, 050			
165	291, 100	335, 100			
166	291, 200	335, 150			
167	291, 300	335, 200			
168	291, 400	335, 250			

イ　医療職給料表（２）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
169	291, 500				
170	291, 550				
171	291, 600				
172	291, 650				
173	291, 700				
174	291, 750				
175	291, 800				
176	291, 850				
177	291, 900				
178	291, 950				
179	292, 000				
再雇用職員	234, 800	255, 100	262, 300	272, 500	288, 800

ウ　医療職給料表（３）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	162, 200	189, 600	237, 900	260, 600	285, 500
2	163, 600	191, 700	239, 700	261, 600	287, 300
3	165, 100	193, 800	241, 500	262, 500	289, 000
4	166, 500	195, 800	243, 300	263, 600	290, 900
5	168, 000	197, 900	244, 700	264, 300	292, 700
6	169, 500	200, 200	246, 000	265, 300	294, 500
7	171, 000	202, 500	247, 200	266, 100	296, 300
8	172, 500	204, 800	248, 500	267, 100	298, 100
9	173, 800	207, 200	249, 500	268, 200	300, 000
10	175, 500	208, 600	250, 500	268, 900	301, 900
11	177, 100	210, 000	251, 400	270, 000	303, 600
12	178, 600	211, 300	252, 300	271, 200	305, 500
13	180, 100	212, 700	253, 600	272, 500	307, 100
14	182, 100	214, 100	254, 700	273, 800	308, 700
15	184, 100	215, 600	255, 500	275, 000	310, 500
16	186, 100	216, 800	256, 500	276, 400	312, 300
17	188, 200	218, 200	257, 200	277, 700	314, 000
18	190, 300	219, 700	258, 100	279, 100	315, 600
19	192, 400	221, 200	259, 100	280, 200	317, 300
20	194, 500	222, 700	260, 000	281, 600	319, 000
21	196, 600	224, 100	260, 900	283, 200	320, 400
22	198, 800	225, 800	261, 800	284, 800	321, 900
23	201, 000	227, 500	262, 700	286, 200	323, 400
24	203, 200	229, 200	263, 700	287, 600	324, 900
25	205, 200	230, 500	264, 900	288, 900	326, 400
26	206, 500	232, 200	266, 100	290, 700	327, 800
27	207, 800	233, 900	267, 300	292, 400	329, 300
28	209, 100	235, 600	268, 500	294, 100	330, 900
29	210, 300	237, 200	269, 700	295, 500	332, 100
30	211, 400	238, 600	271, 200	297, 100	333, 600
31	212, 700	239, 900	272, 800	298, 700	335, 000
32	213, 900	241, 000	274, 200	300, 400	336, 500
33	215, 200	242, 200	275, 800	301, 800	338, 100
34	216, 500	243, 300	277, 200	303, 300	339, 600
35	217, 800	244, 200	278, 500	304, 900	341, 200
36	219, 100	245, 300	279, 800	306, 500	342, 700
37	220, 500	246, 400	281, 400	307, 900	344, 400
38	221, 900	247, 500	282, 800	309, 300	346, 000
39	223, 200	248, 400	284, 200	310, 700	347, 500
40	224, 600	249, 500	285, 600	312, 300	349, 100
41	225, 500	250, 100	287, 000	313, 800	350, 300
42	226, 900	251, 000	288, 500	315, 200	351, 800
43	228, 300	251, 900	290, 000	316, 600	353, 300
44	229, 700	252, 700	291, 600	318, 100	354, 700
45	230, 900	253, 500	292, 900	319, 000	356, 300
46	232, 300	254, 500	294, 300	320, 400	357, 300
47	233, 600	255, 400	295, 800	321, 800	358, 800
48	234, 900	256, 400	297, 300	323, 300	360, 100
49	235, 900	257, 400	298, 500	324, 400	361, 500
50	237, 000	258, 500	299, 800	325, 800	362, 900
51	238, 000	259, 700	301, 000	327, 100	364, 200
52	239, 100	260, 900	302, 400	328, 400	365, 600
53	240, 200	262, 000	303, 800	329, 800	367, 100
54	241, 300	263, 500	305, 100	331, 200	368, 300
55	242, 300	264, 900	306, 500	332, 600	369, 400
56	243, 300	266, 300	307, 900	333, 900	370, 600

ウ　医療職給料表（３）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
57	244, 100	267, 800	308, 800	334, 800	371, 700
58	245, 100	269, 400	310, 000	336, 100	372, 600
59	245, 800	270, 900	311, 200	337, 300	373, 600
60	246, 700	272, 400	312, 600	338, 600	374, 600
61	247, 600	273, 800	313, 700	339, 700	375, 200
62	248, 600	275, 200	315, 000	340, 600	376, 000
63	249, 400	276, 700	316, 300	341, 800	376, 800
64	250, 400	278, 000	317, 500	343, 100	377, 600
65	251, 300	279, 400	318, 800	344, 200	378, 300
66	252, 200	280, 900	320, 100	345, 400	379, 000
67	253, 300	282, 400	321, 400	346, 600	379, 800
68	254, 200	283, 900	322, 700	347, 700	380, 500
69	255, 000	285, 000	323, 400	348, 700	381, 100
70	256, 100	286, 500	324, 500	349, 700	381, 700
71	257, 200	288, 000	325, 600	350, 800	382, 400
72	258, 300	289, 400	326, 500	351, 900	383, 000
73	259, 700	290, 500	327, 800	352, 700	383, 700
74	261, 000	291, 900	328, 500	353, 800	384, 200
75	262, 300	293, 100	329, 600	354, 900	384, 800
76	263, 500	294, 400	330, 800	356, 000	385, 300
77	264, 500	295, 800	331, 900	356, 700	385, 700
78	265, 500	297, 100	333, 100	357, 500	386, 300
79	266, 800	298, 300	334, 200	358, 300	386, 800
80	268, 000	299, 600	335, 400	359, 000	387, 100
81	268, 900	300, 200	336, 500	359, 600	387, 400
82	269, 900	301, 400	337, 600	360, 100	387, 900
83	271, 000	302, 500	338, 600	360, 700	388, 300
84	272, 100	303, 700	339, 700	361, 200	388, 600
85	272, 900	304, 800	340, 600	361, 800	388, 900
86	273, 800	306, 000	341, 600	362, 300	389, 400
87	274, 900	307, 200	342, 500	362, 900	389, 900
88	275, 900	308, 300	343, 500	363, 400	390, 300
89	276, 200	309, 600	344, 500	363, 800	390, 600
90	276, 600	310, 800	345, 300	364, 200	391, 000
91	276, 800	312, 000	346, 100	364, 800	391, 500
92	277, 200	313, 200	346, 900	365, 300	391, 900
93	277, 600	314, 000	347, 500	365, 600	392, 300
94	278, 000	314, 700	348, 100	366, 100	392, 500
95	278, 400	315, 400	348, 800	366, 500	392, 700
96	278, 800	316, 000	349, 400	366, 800	392, 900
97	279, 000	316, 700	349, 800	367, 400	393, 100
98	279, 300	317, 000	350, 200	367, 900	393, 300
99	279, 600	317, 600	350, 700	368, 400	393, 500
100	279, 900	318, 300	351, 100	368, 900	393, 700
101	280, 200	318, 700	351, 600	369, 500	393, 900
102	280, 600	319, 300	352, 000	370, 000	394, 100
103	280, 900	319, 900	352, 500	370, 500	394, 300
104	281, 200	320, 500	352, 900	370, 900	394, 500
105	281, 500	320, 900	353, 200	371, 500	394, 700
106	281, 800	321, 400	353, 700	372, 000	394, 900
107	282, 100	321, 900	354, 100	372, 500	395, 100
108	282, 400	322, 400	354, 400	373, 000	395, 300
109	282, 700	322, 800	354, 900	373, 600	
110	283, 000	323, 200	355, 400	374, 000	
111	283, 300	323, 500	355, 900	374, 500	
112	283, 600	323, 800	356, 400	375, 000	

ウ　医療職給料表（３）

号給＼職務の級	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
113	283, 800	324, 200	356, 900	375, 600	
114	284, 000	324, 600	357, 400	375, 900	
115	284, 200	325, 000	357, 900	376, 200	
116	284, 500	325, 300	358, 300	376, 500	
117	284, 700	325, 500	358, 700	376, 800	
118	285, 000	325, 800	359, 100	377, 100	
119	285, 200	326, 200	359, 600	377, 400	
120	285, 500	326, 400	360, 100	377, 700	
121	285, 700	326, 600	360, 500	378, 000	
122	285, 900	326, 900	361, 000	378, 300	
123	286, 100	327, 200	361, 500	378, 600	
124	286, 300	327, 500	362, 000	378, 900	
125	286, 500	327, 700	362, 300	379, 200	
126	286, 600	328, 000	362, 450	379, 500	
127	286, 800	328, 400	362, 600	379, 800	
128	287, 000	328, 600	362, 750	380, 100	
129	287, 200	328, 700	362, 900	380, 400	
130	287, 300	329, 000	363, 050	380, 700	
131	287, 500	329, 400	363, 200		
132	287, 700	329, 600	363, 350		
133	287, 800	329, 900	363, 500		
134	287, 900	330, 300	363, 650		
135	288, 100	330, 700	363, 800		
136	288, 200	331, 100	363, 950		
137	288, 300	331, 400	364, 100		
138	288, 400	331, 800	364, 250		
139	288, 500	332, 200	364, 400		
140	288, 600	332, 600	364, 550		
141	288, 700	332, 900			
142	288, 800	333, 300			
143	288, 900	333, 500			
144	289, 000	333, 600			
145	289, 100	333, 700			
146	289, 200	333, 800			
147	289, 300	333, 900			
148	289, 400	334, 000			
149	289, 500	334, 100			
150	289, 600	334, 200			
151	289, 700	334, 300			
152	289, 800	334, 400			
153	289, 900	334, 500			
154	290, 000	334, 550			
155	290, 100	334, 600			
156	290, 200	334, 650			
157	290, 300	334, 700			
158	290, 400	334, 750			
159	290, 500	334, 800			
160	290, 600	334, 850			
161	290, 700	334, 900			
162	290, 800	334, 950			
163	290, 900	335, 000			
164	291, 000	335, 050			
165	291, 100	335, 100			
166	291, 200	335, 150			
167	291, 300	335, 200			
168	291, 400	335, 250			

ウ　医療職給料表（３）

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
	円	円	円	円	円
169	291,500				
170	291,550				
171	291,600				
172	291,650				
173	291,700				
174	291,750				
175	291,800				
176	291,850				
177	291,900				
178	291,950				
179	292,000				
再雇用職員	234,800	255,100	262,300	272,500	288,800

別表第２　事務職給料表

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	143,400	229,500	262,500	288,400	318,700	362,400
2	144,500	231,100	264,400	290,600	320,900	365,000
3	145,700	232,600	266,200	292,800	323,200	367,500
4	146,800	234,200	268,300	294,900	325,400	370,100
5	147,900	235,700	270,100	296,900	327,600	372,000
6	149,000	237,400	271,900	299,200	329,600	374,500
7	150,100	238,900	273,800	301,400	331,800	376,800
8	151,200	240,500	275,900	303,600	334,000	379,300
9	152,300	241,700	278,000	305,600	335,900	381,800
10	153,700	243,200	280,000	307,900	338,100	384,500
11	155,000	244,800	282,000	310,100	340,100	387,100
12	156,300	246,200	284,000	312,400	342,300	389,800
13	157,600	247,700	286,000	314,500	344,100	392,200
14	159,100	249,200	288,100	316,600	346,100	394,500
15	160,600	250,500	290,000	318,800	348,200	396,700
16	162,200	251,900	292,000	320,900	350,200	399,100
17	163,400	253,400	293,900	322,800	351,900	400,900
18	164,900	255,000	295,900	324,800	353,900	402,900
19	166,400	256,700	298,000	326,800	355,700	404,800
20	167,900	258,500	300,000	328,800	357,600	406,600
21	169,300	260,100	301,900	330,600	359,600	408,500
22	172,000	261,900	304,000	332,700	361,500	410,300
23	174,600	263,600	306,000	334,700	363,500	412,100
24	177,200	265,300	308,100	336,800	365,400	414,000
25	179,900	267,200	309,800	338,200	367,400	415,800
26	181,600	269,100	311,900	340,100	369,300	417,300
27	183,300	270,900	313,900	342,000	371,300	418,800
28	185,000	272,700	315,900	343,900	373,300	420,400
29	186,500	274,400	317,700	345,600	374,800	422,000
30	188,200	276,200	319,700	347,500	376,600	423,300
31	190,000	278,100	321,800	349,400	378,400	424,600
32	191,700	279,800	323,900	351,200	380,000	425,800
33	193,300	281,300	325,200	353,100	381,800	427,000
34	195,100	283,200	327,200	354,900	383,200	428,300
35	196,900	285,000	329,100	356,700	384,700	429,600
36	198,700	286,900	331,200	358,400	386,300	430,800
37	200,300	288,500	333,100	359,800	387,700	432,000
38	202,100	290,200	335,000	361,100	388,900	432,800
39	203,900	292,000	337,000	362,500	390,100	433,600
40	205,700	293,800	338,900	363,900	391,200	434,400
41	207,400	295,400	340,800	365,200	392,300	435,000
42	209,200	297,100	342,700	366,100	393,500	435,700
43	211,000	298,600	344,500	367,200	394,700	436,400
44	212,800	300,200	346,400	368,300	395,800	437,100
45	214,200	301,800	347,900	369,100	396,500	437,900
46	216,000	303,500	349,300	370,000	397,200	438,700
47	217,700	305,100	350,800	370,900	397,900	439,100
48	219,500	306,800	352,300	371,800	398,600	439,800
49	221,200	307,800	353,900	372,700	399,200	440,300
50	222,900	309,300	354,700	373,500	399,800	440,700
51	224,500	310,800	355,900	374,300	400,300	441,100
52	226,100	312,400	356,900	375,100	400,700	441,500
53	227,600	314,000	357,800	375,800	401,100	441,900
54	229,300	315,600	358,900	376,500	401,400	442,300
55	230,900	317,200	359,800	377,200	401,700	442,700
56	232,500	318,700	360,900	377,900	402,000	443,000

別表第２　事務職給料表

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
57	233,600	320,200	361,800	378,400	402,300	443,300
58	235,100	321,400	362,500	379,000	402,600	443,700
59	236,500	322,600	363,200	379,600	402,900	444,000
60	237,800	323,800	363,900	380,300	403,200	444,300
61	239,100	324,500	364,300	380,700	403,500	444,600
62	240,300	325,400	364,900	381,400	403,800	444,750
63	241,300	326,200	365,600	382,000	404,100	444,900
64	242,500	327,000	366,300	382,600	404,400	445,050
65	243,800	327,900	366,600	383,000	404,700	445,200
66	244,900	328,300	367,300	383,600	405,000	445,350
67	246,100	329,000	368,000	384,200	405,300	
68	247,400	329,800	368,700	384,800	405,600	
69	248,300	330,600	369,000	385,200	405,800	
70	249,700	331,300	369,600	385,700	406,100	
71	251,100	332,000	370,300	386,200	406,400	
72	252,500	332,700	370,900	386,800	406,700	
73	253,900	333,200	371,200	387,100	406,900	
74	255,300	333,800	371,800	387,500	407,200	
75	256,700	334,300	372,500	387,900	407,500	
76	258,000	334,900	373,100	388,300	407,700	
77	259,200	335,200	373,500	388,600	407,900	
78	260,400	335,700	374,000	388,900	408,200	
79	261,800	336,100	374,600	389,200	408,500	
80	263,100	336,600	375,100	389,500	408,700	
81	264,200	337,000	375,600	389,700	408,900	
82	265,300	337,500	376,200	390,000	409,200	
83	266,600	338,000	376,700	390,300	409,500	
84	267,900	338,500	377,000	390,500	409,700	
85	268,700	338,800	377,400	390,700	409,900	
86	269,200	339,200	377,900	391,000	410,000	
87	269,800	339,700	378,300	391,300	410,100	
88	270,500	340,100	378,700	391,500	410,200	
89	270,900	340,400	379,100	391,700	410,300	
90	271,400	340,800	379,600	392,000	410,400	
91	271,800	341,300	380,000	392,300	410,500	
92	272,300	341,700	380,400	392,500	410,600	
93	272,800	341,900	380,700	392,700	410,700	
94	273,300	342,300	380,850	392,800	410,800	
95	273,800	342,800	381,000	392,900	410,900	
96	274,200	343,200	381,150	393,000	411,000	
97	274,500	343,300	381,300	393,100	411,100	
98	275,000	343,800	381,450	393,200	411,200	
99	275,300	344,200	381,600	393,300	411,300	
100	275,800	344,500	381,750	393,400	411,400	
101	276,200	344,800	381,900	393,500		
102	276,600	345,200	382,050	393,600		
103	277,000	345,600	382,200	393,700		
104	277,400	346,000	382,350	393,800		
105	277,800	346,500	382,500	393,900		
106	278,200	346,900	382,650			
107	278,500	347,300	382,800			
108	278,900	347,700	382,950			
109	279,200	348,200				
110	279,600	348,600				
111	279,900	348,900				
112	280,300	349,200				

別表第２　事務職給料表

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
113	280,600	349,700				
114	280,800	349,950				
115	281,100	350,200				
116	281,400	350,450				
117	281,600	350,700				
118	281,900	350,950				
119	282,200	351,200				
120	282,500	351,450				
121	282,700	351,700				
122	283,000	351,950				
123	283,200	352,200				
124	283,400	352,450				
125	283,600	352,700				
126	283,800	352,950				
127	284,000	353,200				
128	284,200	353,450				
129	284,400	353,700				
130	284,500	353,950				
131	284,700					
132	284,900					
133	285,000					
134	285,100					
135	285,300					
136	285,400					
137	285,500					
138	285,600					
139	285,700					
140	285,800					
141	285,900					
142	286,000					
143	286,100					
144	286,200					
145	286,300					
146	286,400					
147	286,500					
148	286,600					
149	286,700					
150	286,800					
151	286,900					
152	287,000					
153	287,100					
154	287,200					
155	287,300					
156	287,400					
157	287,500					
158	287,550					
159	287,600					
160	287,650					
161	287,700					
162	287,750					
163	287,800					
164	287,850					
165	287,900					
166	287,950					
167	288,000					
168	288,050					

別表第２　事務職給料表

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
169	288,100					
170	288,150					
171	288,200					
172	288,250					
再雇用職員	214,900	254,900	274,300	289,400	314,800	356,500

別表第３　級別標準職務表

ア　医療職給料表（２）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	定型的な業務を行う栄養士の職務
２級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士，言語聴覚士、歯科衛生士又は医療ソーシャルワーカー等（以下「技師等」という。）の職務
３級	主任技師等の職務
４級	副技師長等の職務
５級	技師長等の職務

備考

標準的な職務欄の「医療ソーシャルワーカー」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務等に従事する職員で、社会福祉士の資格を有する者をいう。

イ　医療職給料表（３）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	准看護師の職務
２級	助産師又は看護師の職務
３級	副看護師長等の職務
４級	看護師長又はこれに相当する者の職務
５級	副看護部長又はこれに相当する者の職務

ウ　事務職給料表　　級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	事務、保育士又は業務員の職務
２級	主任事務の職務
３級	係長の職務
４級	課長の職務
５級	病院の事務部長の職務
６級	特に困難な業務を行うものとして理事長が別に定める職務

別表第４　初任給基準表

ア　医療職給料表（１）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	博士課程修了	２５号給
	大学６卒	１号給

イ　医療職給料表（２ ）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学６卒	２級１７号給
	大学卒	２級　５号給
診療放射線技師	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
臨床検査技師	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
管理栄養士	大学卒	２級　５号給
	短大卒	１級１１号給
臨床工学技士	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
理学療法士	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
作業療法士	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
視能訓練士	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
言語聴覚士	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
歯科衛生士	大学卒	２級　５号給
	短大３卒	２級　１号給
	短大２卒	１級１１号給
医療ソーシャルワーカー	大学卒	２級　５号給

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第３条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学６卒」の区分によるものとする。

ウ　医療職給料表（３）　初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	２級１１号給
	短大３卒	２級　５号給
看護師	大学卒	２級　９号給
	短大３卒	２級　５号給
	短大２卒	２級　１号給
准看護師	准看護師養成所卒	１級　１号給

備考

1　学歴免許等蘭の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第１号または第２号に規定する学校または養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第１号または第２号に規定する学校または養成所を含む。）の卒業を示す。

2　准看護師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第４号の規定に該当した者で助産師または看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等蘭の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては２級13号給、「短大２卒」にあっては２級９号給とする。

エ　事務職給料表　初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
事務	大学卒	１級２５号給
	高校卒	１級　５号給
保育士	大学卒	１級２５号給
	短大２卒	１級１５号給
その他	高校卒	１級　５号給

別表第５　　学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1.大学卒	一　博士課程修了	（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院博士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	（１）学校教育法による大学院修士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　専門職学位課程修了	（１）学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四　大学６卒	（１）学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第８５条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における」相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五　大学専攻科卒	（１）学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六　大学４卒	（１）学校教育法による４年制大学の卒業 （２）独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 （３）保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （４）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
２．短大卒	一　短大３卒	（１）学校教育法による３年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 （３）学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （４）診療放射線技師法（昭和２６年法律第２２６号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （５）臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （６）臨床工学技士法（昭和６２年法第６０号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （７）理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （８）視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （９）言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第３３条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成１０年厚令第７４号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあっては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上の

		ものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　短大２卒	（１）学校教育法による２年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による専門学校の卒業 （３）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （４）栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条第１項の規定による栄養士の養成施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （５）歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （６）歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （７）あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限５年のものに限る。）の卒業 （８）保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第２１条第３号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 （９）児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１３条第１項第１号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修菜年限２年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　短大一卒	（１）海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
３．高校卒	一　高校専攻科卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　高校３卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法７６条第２項に規定する高等部に限る。）の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　高校２卒	（１）保健師助産師看護司法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
四．中学卒	中学卒	（１）学校教育法による中学校若しくは特別支援学校〔同法７６条１項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第６　　昇格対応号給表
ア　医療職給料表（２）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	78	78	87	73
103	79	79	88	74
104	80	80	88	74
105	81	81	89	75
106	81	81	90	75
107	81	81	91	76
108	81	82	92	76
109	81	82	93	77
110	82	82	94	78
111	82	83	95	79
112	82	83	96	80
113	82	83	97	81
114	82	84	98	81
115	83	84	99	82
116	83	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	84	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

イ　医療職給料表　（３）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	78	78	87	73
103	79	79	88	74
104	80	80	88	74
105	81	81	89	75
106	81	81	90	75
107	81	81	91	76
108	81	82	92	76
109	81	82	93	77
110	82	82	94	78
111	82	83	95	79
112	82	83	96	80
113	82	83	97	81
114	82	84	98	81
115	83	84	99	82
116	83	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	84	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

ウ　事務職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	３級	４級	５級	６級
9	1	1	1	1
10	1	2	2	1
11	1	3	3	1
12	1	4	4	1
13	1	5	5	1
14	1	6	6	2
15	1	7	7	3
16	1	8	8	4
17	1	9	9	5
18	2	10	10	6
19	3	11	11	7
20	4	12	12	8
21	5	13	13	9
22	6	14	14	10
23	7	15	15	11
24	8	16	16	12
25	9	17	17	13
26	10	18	18	14
27	11	19	19	15
28	12	20	20	16
29	13	21	21	17
30	14	22	22	18
31	15	23	23	19
32	16	24	24	20
33	17	25	25	21
34	18	26	26	21
35	19	27	27	22
36	20	28	28	22
37	21	29	29	23
38	22	30	30	23
39	23	31	31	24
40	24	32	32	24
41	25	33	33	25
42	26	34	34	25
43	27	35	35	26
44	28	36	36	26
45	29	37	37	27
46	30	38	38	27
47	31	39	39	28
48	32	40	40	28
49	33	41	41	29
50	34	42	41	29
51	35	43	42	29
52	36	44	42	29
53	37	45	43	30
54	38	46	43	30
55	39	47	44	30
56	40	48	44	30
57	41	49	45	31
58	42	50	45	31
59	43	51	46	31
60	44	52	46	31
61	45	53	47	32
62	45	54	47	32
63	45	55	48	32
64	46	56	48	32
65	46	57	49	33
66	46	58	49	33
67	47	59	50	33
68	47	60	50	34
69	47	61	51	35
70	48	62	51	35
71	48	63	51	35
72	48	64	51	35
73	49	65	52	36
74	49	66	53	36
75	49	67	54	36
76	50	68	55	36
77	50	69	56	36
78	50	69	57	36
79	51	70	57	36
80	51	71	58	36
81	51	72	59	37
82	52	72	60	37
83	52	73	60	38
84	52	74	61	38
85	53	75	61	39
86	53	76	61	39
87	53	77	61	40
88	53	78	61	40
89	54	79	62	41
90	54	80	62	41
91	54	81	62	41
92	54	82	62	41
93	55	83	63	41
94	55	84	63	42
95	55	85	63	42
96	55	85	63	42
97	56	85	64	42
98	56	86	64	42
99	56	86	64	43
100	56	86	64	43
101	57	87	65	
102	57	87	65	
103	58	87	65	
104	58	88	65	
105	59	88	66	
106	59	88		
107	60	89		
108	60	90		
109	61			
110	61			
111	62			
112	62			
113	63			
114	63			
115	64			
116	64			
117	65			
118	65			
119	66			
120	66			
121	67			
122	67			
123	68			
124	68			
125	69			
126	69			
127	70			
128	70			
129	71			
130	71			
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				

備考

１級から２級に昇任する場合については、昇任する日の前日に受けていた号給に４号給を加算した上で、２級の同額の給料月額となる号給を適用する。なお、同額の給料月額が無い場合は、これを上回らない金額のうち最も上位の給料月額となる号給を適用する。

別表第７　給料表別職員層区分表

区分	管理職層以外	管理職層
医療職給料表（１）	（管理職層以外）	－
医療職給料表（２）	１級～４級	５級
医療職給料表（３）	１級～４級	５級
事務職給料表	１級～３級	４級～６級

別表第８　基本年俸表
ア　基本年俸表（１）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額	
		１欄	２欄
1	4,234,800	1,806,000	2,121,000
2	4,286,400	1,828,000	2,146,000
3	4,335,600	1,849,000	2,171,000
4	4,386,000	1,871,000	2,196,000
5	4,436,400	1,892,000	2,221,000
6	4,488,000	1,914,000	2,247,000
7	4,538,400	1,936,000	2,273,000
8	4,591,200	1,958,000	2,299,000
9	4,641,600	1,980,000	2,324,000
10	4,692,000	2,001,000	2,349,000
11	4,741,200	2,022,000	2,374,000
12	4,792,800	2,044,000	2,400,000
13	4,842,000	2,065,000	2,425,000
14	4,880,400	2,082,000	2,444,000
15	4,918,800	2,098,000	2,463,000
16	4,956,000	2,114,000	2,482,000
17	4,996,800	2,131,000	2,502,000
18	5,035,200	2,148,000	2,521,000
19	5,072,400	2,164,000	2,540,000
20	5,109,600	2,180,000	2,558,000
21	5,148,000	2,196,000	2,578,000
22	5,184,000	2,211,000	2,596,000
23	5,220,000	2,227,000	2,614,000
24	5,257,200	2,242,000	2,632,000
25	5,289,600	2,256,000	2,649,000
26	5,325,600	2,272,000	2,667,000
27	5,360,400	2,286,000	2,684,000
28	5,396,400	2,302,000	2,702,000
29	5,431,200	2,317,000	2,719,000
30	5,466,000	2,332,000	2,737,000
31	5,498,400	2,345,000	2,753,000
32	5,533,200	2,360,000	2,771,000
33	5,565,600	2,374,000	2,787,000
34	5,598,000	2,388,000	2,803,000
35	5,628,000	2,401,000	2,818,000
36	5,660,400	2,414,000	2,834,000
37	5,683,200	2,424,000	2,846,000
38	5,715,600	2,438,000	2,862,000
39	5,746,800	2,451,000	2,877,000
40	5,778,000	2,465,000	2,893,000
41	5,806,800	2,477,000	2,908,000
42	5,839,200	2,491,000	2,924,000
43	5,868,000	2,503,000	2,938,000
44	5,899,200	2,516,000	2,954,000
45	5,929,200	2,529,000	2,969,000
46	5,959,200	2,542,000	2,984,000
47	5,988,000	2,554,000	2,998,000
48	6,016,800	2,566,000	3,013,000
49	6,043,200	2,578,000	3,026,000
50	6,073,200	2,590,000	3,041,000
51	6,102,000	2,603,000	3,055,000
52	6,132,000	2,616,000	3,070,000
53	6,159,600	2,627,000	3,084,000
54	6,186,000	2,639,000	3,097,000
55	6,210,000	2,649,000	3,109,000
56	6,235,200	2,660,000	3,122,000

別表第８　基本年俸表
ア　基本年俸表（１）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額	
		１欄	２欄
57	6,259,200	2,670,000	3,134,000
58	6,284,400	2,681,000	3,147,000
59	6,309,600	2,691,000	3,159,000
60	6,334,800	2,702,000	3,172,000
61	6,360,000	2,713,000	3,184,000
62	6,384,000	2,723,000	3,196,000
63	6,409,200	2,734,000	3,209,000
64	6,434,400	2,745,000	3,222,000
65	6,459,600	2,755,000	3,234,000
66	6,480,000	2,764,000	3,245,000
67	6,499,200	2,772,000	3,254,000
68	6,519,600	2,781,000	3,264,000
69	6,536,400	2,788,000	3,273,000
70	6,556,800	2,797,000	3,283,000
71	6,576,000	2,805,000	3,293,000
72	6,596,400	2,814,000	3,303,000
73	6,612,000	2,820,000	3,311,000
74	6,626,400	2,826,000	3,318,000
75	6,638,400	2,832,000	3,324,000
76	6,650,400	2,837,000	3,330,000
77	6,664,800	2,843,000	3,337,000
78	6,676,800	2,848,000	3,343,000
79	6,691,200	2,854,000	3,350,000
80	6,703,200	2,859,000	3,356,000
81	6,717,600	2,865,000	3,363,000
82	6,730,800	2,871,000	3,370,000
83	6,742,800	2,876,000	3,376,000
84	6,757,200	2,882,000	3,383,000
85	6,770,400	2,888,000	3,390,000
86	6,781,200	2,892,000	3,395,000
87	6,794,400	2,898,000	3,402,000
88	6,806,400	2,903,000	3,408,000
89	6,818,400	2,908,000	3,414,000
90	6,830,400	2,913,000	3,420,000
91	6,843,600	2,919,000	3,427,000
92	6,853,200	2,923,000	3,431,000
93	6,865,200	2,928,000	3,437,000
94	6,873,600	2,932,000	3,442,000
95	6,882,000	2,935,000	3,446,000
96	6,890,400	2,939,000	3,450,000
97	6,898,800	2,943,000	3,454,000
98	6,906,000	2,946,000	3,458,000
99	6,913,200	2,949,000	3,461,000
100	6,920,400	2,952,000	3,465,000
101	6,927,600	2,955,000	3,469,000
102	6,933,600	2,957,000	3,472,000
103	6,939,600	2,960,000	3,475,000
104	6,945,600	2,963,000	3,478,000
105	6,951,600	2,965,000	3,481,000
106	6,957,600	2,968,000	3,484,000
107	6,963,600	2,970,000	3,487,000
108	6,970,800	2,973,000	3,490,000
109	6,976,800	2,976,000	3,493,000
110	6,982,800	2,978,000	3,496,000
111	6,988,800	2,981,000	3,499,000
112	6,994,800	2,983,000	3,502,000

別表第８　基本年俸表
ア　基本年俸表（１）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額	
		１欄	２欄
113	7,000,800	2,986,000	3,505,000
114	7,004,400	2,988,000	3,507,000
115	7,006,800	2,989,000	3,508,000
116	7,010,400	2,990,000	3,510,000
117	7,012,800	2,991,000	3,511,000
118	7,016,400	2,993,000	3,513,000
119	7,018,800	2,994,000	3,514,000
120	7,022,400	2,995,000	3,516,000
121	7,024,800	2,996,000	3,517,000
122	7,028,400	2,998,000	3,519,000
123	7,030,800	2,999,000	3,520,000
124	7,034,400	3,000,000	3,522,000
125	7,036,800	3,001,000	3,523,000
126	7,040,400	3,003,000	3,525,000
127	7,042,800	3,004,000	3,526,000
128	7,046,400	3,005,000	3,528,000
129	7,048,800	3,007,000	3,529,000
130	7,052,400	3,008,000	3,531,000
131	7,054,800	3,009,000	3,532,000
132	7,058,400	3,011,000	3,534,000
133	7,060,800	3,012,000	3,535,000
134	7,064,400	3,013,000	3,537,000
135	7,066,800	3,014,000	3,538,000
136	7,070,400	3,016,000	3,540,000
137	7,072,800	3,017,000	3,541,000
138	7,076,400	3,018,000	3,543,000
139	7,078,800	3,019,000	3,544,000
140	7,082,400	3,021,000	3,546,000
141	7,084,800	3,022,000	3,547,000
142	7,088,400	3,023,000	3,549,000
143	7,090,800	3,024,000	3,550,000
144	7,094,400	3,026,000	3,552,000
145	7,096,800	3,027,000	3,553,000
146	7,100,400	3,029,000	3,555,000
147	7,102,800	3,030,000	3,556,000
148	7,106,400	3,031,000	3,558,000
149	7,108,800	3,032,000	3,559,000

イ　基本年俸表（２）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額
1	3,955,200	1,834,000
2	3,980,400	1,846,000
3	4,004,400	1,857,000
4	4,030,800	1,869,000
5	4,054,800	1,880,000
6	4,080,000	1,892,000
7	4,106,400	1,904,000
8	4,131,600	1,916,000
9	4,149,600	1,924,000
10	4,173,600	1,935,000
11	4,196,400	1,946,000
12	4,220,400	1,957,000
13	4,244,400	1,968,000
14	4,269,600	1,980,000
15	4,294,800	1,991,000
16	4,318,800	2,002,000
17	4,342,800	2,014,000
18	4,366,800	2,025,000
19	4,392,000	2,036,000
20	4,417,200	2,048,000
21	4,437,600	2,058,000
22	4,462,800	2,069,000
23	4,488,000	2,081,000
24	4,512,000	2,092,000
25	4,536,000	2,103,000
26	4,555,200	2,112,000
27	4,578,000	2,123,000
28	4,600,800	2,133,000
29	4,622,400	2,143,000
30	4,642,800	2,153,000
31	4,665,600	2,163,000
32	4,687,200	2,173,000
33	4,707,600	2,183,000
34	4,728,000	2,192,000
35	4,749,600	2,202,000
36	4,770,000	2,212,000
37	4,789,200	2,220,000
38	4,809,600	2,230,000
39	4,831,200	2,240,000
40	4,852,800	2,250,000
41	4,870,800	2,258,000
42	4,888,800	2,267,000
43	4,906,800	2,275,000
44	4,922,400	2,282,000
45	4,935,600	2,288,000
46	4,948,800	2,294,000
47	4,962,000	2,301,000
48	4,976,400	2,307,000
49	4,992,000	2,314,000
50	5,005,200	2,321,000
51	5,019,600	2,327,000
52	5,032,800	2,333,000
53	5,047,200	2,340,000
54	5,059,200	2,346,000
55	5,072,400	2,352,000
56	5,085,600	2,358,000

イ　基本年俸表（２）

職務の級 号給	月例 年俸額	業績年俸額
57	5,098,800	2,364,000
58	5,104,800	2,367,000
59	5,112,000	2,370,000
60	5,116,800	2,372,000
61	5,124,000	2,376,000
62	5,130,000	2,378,000
63	5,134,800	2,381,000
64	5,140,800	2,383,000
65	5,148,000	2,387,000
66	5,152,800	2,389,000
67	5,156,400	2,391,000
68	5,160,000	2,392,000
69	5,164,800	2,395,000
70	5,167,200	2,396,000
71	5,169,600	2,397,000
72	5,172,000	2,398,000
73	5,174,400	2,399,000
74	5,176,800	2,400,000
75	5,179,200	2,401,000
76	5,181,600	2,402,000
77	5,184,000	2,403,000
78	5,186,400	2,405,000
79	5,188,800	2,406,000
80	5,191,200	2,407,000
81	5,193,600	2,408,000
82	5,196,000	2,409,000

別表第９　基本年俸表（１）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
業績年俸の１欄	科長
業績年俸の２欄	副院長及び診療統括部長

別表第１０　　役職手当適用区分表

給料表等	職名	月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
基本年俸表（１）	副院長	148,100	－
	診療統括部長	110,500	－
	科長	96,700	－
基本年俸表（２）	看護部長	88,300	75,800
医療職給料表（２）	薬剤部長	72,700	57,600
	診療放射線技師長, 臨床検査技師長, 臨床工学技士長又は リハビリテーション 部長	62,300	49,400
医療職給料表（３）	副看護部長又は これに相当する者	59,200	44,200
	看護師長又は これに相当する者	44,800	34,700
事務職給料表	特に困難な業務を 行うものとして理事長 が別に定める職務	理事長が別に 定める額	理事長が別に 定める額
	病院の事務部長	72,700	56,200
	課長	59,500	44,300

備考

1　すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当適用区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当適用区分にかかわりなく、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給する。

2　役職手当適用区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第１１　特殊業務手当支給区分表

種　　別	支給額
1　集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする）	月額 17,700円
2　放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 3　危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	月額 16,000円
4　人工心肺装置の機器の操作を本務とする臨床工学技士	月額 10,400円
5　集中治療病棟に勤務する看護師等	月額 12,500円
6　手術室、感染症棟、SCU、CCU及び救急外来に勤務する看護師等□	月額　6,500円
7　理事長が別に定めるもの□	理事長が別に定める額

備考

1　「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。

2　「○○の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。

3　「○○（集中治療病棟）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。

4　種別欄中に職名の揚げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。

5　「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が２４時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視しかつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療科の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６２号）」に定められている特定集中治療室管理科又は新生児特定集中治療室管理科の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。

6　「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。

7　看護師等とは、助産師、看護師及び准看護師をいう。

8　感染症棟の勤務に対する特殊業務手当の支給については、第１種及び第２種感染症指定医療機関の指定を受けている間に限る。

別表第１２　役職職員特別勤務手当支給区分表

ア　基本年俸表（１）の適用を受ける職員

区分		支給額　（６時間を超える勤務の場合）
役職職員特別勤務手当の種別	１種	15,500　円　（　23,250　円　）
	２種	14,000　円　（　21,000　円　）
	３種	12,500　円　（　18,750　円　）

イ　ア以外の職員

区分		支給額　（６時間を超える勤務の場合）
役職職員特別勤務手当の種別	１種	8,500　円　（　12,750　円　）
	２種	7,000　円　（　10,500　円　）
	３種	6,000　円　（　9,000　円　）

備考
役職職員特別勤務手当の種別の適用については、理事長が別に定める。

別表第１３　医師手当（定額部分）月額表

免許取得後年度数	月額
	円
1	209,600
2	209,600
3	209,600
4	209,600
5	209,600
6	209,600
7	209,600
8	209,600
9	209,600
10	209,600
11	209,600
12	209,600
13	209,600
14	209,600
15	209,600
16	209,600
17	209,600
18	209,600
19	209,600
20	209,600
21	209,600
22	207,000
23	204,400
24	201,800
25	199,200
26	196,600
27	190,300
28	184,200
29	177,900
30	171,900
31	165,700
32	157,200
33	148,600
34	140,000
35	131,500
36	122,200
37	113,100
38	103,700
39	90,300
40	77,500
41	69,000
42	60,500

備考

理事長が特に必要と認める職員については，この表にかかわらず、357,900円の範囲内において理事長が別に定める額とする。